令和８年１１月１９日
都市ブランド創造局文化企画課

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和８年１２月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

１　指定概要

（１）施設概要

ア　名　称：北九州市立黒崎文化ホール
所在地：北九州市八幡西区岸の浦二丁目１番１号
施設内容：①施設概要　大ホール、中ホール、リハーサル室、練習室等
②事業内容　演劇、音楽その他の利用に供することにより市民文化の向上に資する。

イ　名　称：北九州市立八幡西図書館
所在地：北九州市八幡西区岸の浦二丁目２番１号
施設内容：①施設概要　図書館施設
②事業内容　図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する。

（２）指定期間

令和９年７月１日～令和１４年３月３１日

（３）指定管理者候補の概要

名　称：黒崎文化みらいまちづくり共同事業体
〇株式会社日本施設協会（代表）
［所在地］北九州市小倉北区日明五丁目４番９号
［主たる事業］図書館、体育館等の公共施設の維持管理及び委託業務
〇株式会社ケイミックスパブリックビジネス
［所在地］東京都千代田区神田小川町一丁目２番地
［主たる事業］公の施設の管理・運営業務、文化ホール施設の管理・運営業務
〇株式会社図書館流通センター
［所在地］北九州市八幡西区黒崎城石１番１号
［主たる事業］図書館管理運営業務の受託及び代行業

２　指定の経緯

令和８年　８月２４日　　募集要項配布開始
　　８月３１日　　募集説明会開催
　１０月　２日　　募集締め切り
　１０月２９日　　指定管理者検討会開催
　１１月　　指定管理者候補決定

（１）応募資格

ア　法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）

イ　本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

ウ　申請意向届出書を提出していること。（共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。）

エ　共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低１団体は地元団体とすること。

（２）応募状況

説明会参加：７団体

応募件数　：１団体　黒崎文化みらいまちづくり共同事業体
　代表団体：株式会社日本施設協会
　構成団体：株式会社ケイミックスパブリックビジネス
　　株式会社図書館流通センター

３　選定方法

指定管理者の選定にあたっては、募集要項に基づき公募を行い、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された提案書等について検討しました。市は検討会の検討結果を参考に、指定管理者候補を決定しました。

４　検討会構成員（五十音順）

［学識経験者］浅羽　修丈　（北九州市立大学基盤教育センター教授）
［利　用　者］井上　美奈子（ＮＰＯ法人北九州子ども劇場事務局長）
［公認会計士］神尾　康生　（神尾公認会計士事務所）
［利　用　者］森　聖子　　（公益財団法人北九州市身体障害者福祉協会常務理事）
［利　用　者］和田　正人　（北九州文化連盟専務理事）

5　選定基準

選定基準	選定のポイント	配点
1　指定管理者としての適性		15
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	○市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。	5
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	○長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。	5
(3) 実績や経験など	○同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ○複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。	5
2　管理運営計画の適確性		95
【有効性】		40
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	【ホール・図書館】 ○施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ○施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ※利用促進を目的としている施設の場合 ○施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。 ※複数の施設を一括して管理する場合 ○施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 【図書館】 ○利用者ニーズに応えられる窓口対応や蔵書管理等に対する適正かつ具体的な提案はあるか。 ○読書に親しむ子どもや大人を増やす具体的な提案があるか。 ○中央図書館や子ども図書館、他の地区図書館との連携が図られているか。 ○地区の幼稚園、保育所、小・中学校、特別支援学校、障害児童支援施設等との連携した取り組みについての提案があるか。 ○区役所、市民センター、子育て関連施設、商業施設、レジャー施設等の多様な施設との連携した取り組みについて提案があるか。 ○地元自治会、ＮＰＯ・ボランティア団体、郷土史会等との連携した取り組みについて提案があるか。	30

選定基準		選定のポイント	配点
		○読み聞かせボランティアの育成や子ども司書の養成等、子ども読書活動推進のための取り組みについて具体的な提案があるか。 ○広報活動を通じて、利用者への情報提供が図られるような効果的な提案があるか。 ○ボランティア活動支援や、利用者が参画できるイベントなど、親しみやすい図書館のための提案があるか。 ○上記のほか、有効スペースの活用を通じて図書館の活性化に寄与する実施可能な提案があるか。	
	(2) 利用者の満足度	○利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ○利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ○利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ○その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。	１０
【効率性】			２５
	(3) 指定管理料及び収入	○指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ○収入が最大限確保される提案であるか。 ○市に対して収益の一部を納付する提案があるか。	１５
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	○収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ○経費の配分は適切であるか。 ○積算根拠は明確であるか。 ○再委託が適切な水準で行われているか。	１０
【適正性】			３０
	(5) 管理運営体制など	○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 ○職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ○職員の能力向上（レファレンス等）のため、内部研修の実施など、研修体制について具体的な提案があるか。 ○地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。 ○コンプライアンスに関する体制が整備されているか。	１０
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	○施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。 ○利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。 ○日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応な	１０

選定基準			選定のポイント	配点
			どが十分に考えられているか。 〇防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。	
		(7) 社会貢献・地域貢献	＜社会貢献の視点＞ 〇高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。 〇労働環境の向上への取り組みが考えられているか。 〇ＳＤＧｓの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。 ＜地域貢献の視点＞ 〇地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。 〇地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。 〇市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。	１０

【評価レベル】

評価レベル	乗　率	評価レベルの考え方
５	１００％	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
４	８０％	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
３	６０％	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
２	４０％	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
１	２０％	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
０	０％	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6　審査結果

（1）評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目）及びポイント	配点	評価レベル						得点
			構成員					検討会審査結果	
			A	B	C	D	E		
黒崎文化みらいまちづくり共同事業体	1　指定管理者としての適性								
	(1)施設の管理運営に対する理念、基本方針	5	5	5	5	3	5	5	5
	(2)安定的な人的基盤や財政基盤	5	5	5	4	3	5	4	4
	(3) 実績や経験など	5	5	5	5	4	5	5	5
	2　管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1)施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	4	5	4	4	4	4	24
	(2)利用者の満足度	10	4	4	4	3	4	4	8
	【効率性】								
	(3)指定管理料及び収入	15	3	3	4	3	4	3	9
	(4)収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	4	4	3	4	4	8
	【適正性】								
	(5)管理運営体制など	10	4	4	5	3	5	4	8
	(6)平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	3	4	4	3	4	4	8
	(7)社会貢献・地域貢献	10	4	5	5	3	4	4	8
	合　　計	110	84	96	94	73	93	－	87
	地元団体に対する優遇措置（5点）								92

（2）検討会における主な意見

・指定管理者として十分な実力、経験を有していると考える。
・前向きな姿勢、熱意や意欲も感じられる。
・施設周辺は市民が集いやすい場所になってきていると感じ、すごく地域に根差して活動しているが、更に地域との連携を深めて欲しい。
・文化ホールと図書館とが一体で管理運営されていることで、新たな事業ができている一方で、共同事業体のメリットを活かしきれていない面も感じられるため、積極的に連携して、組織運営をして欲しい。

（３）検討会における検討結果

施設の設置目的や市が求める管理運営のコンセプトや方向性に関して十分に理解しており、長年の当施設の運営実績、全国で事業展開して指定管理者経験も豊富にあるという安定感があり、前向きな姿勢や熱意、意欲も感じられ、黒崎文化みらいまちづくり共同事業体は次期指定管理者として相応しいと判断する。

ホールと図書館とが一体的に管理運営されることにより新たな事業が実施される一方で、共同事業体のメリットを活かしきれていない面も感じられるため、団体が積極的に連携して、ホール、図書館のそれぞれの特性を活かした運営を行うことを望む。

また、更なる地域との連携深化を期待する。

検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

７　選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、黒崎文化みらいまちづくり共同事業体を指定管理者候補に選定しました。

（１）選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

（２）市における主な選定理由

・文化施設の設置目的及び市の施策について十分に理解しており、同施設の長年の経験による安定感がある。
・これまでの実績に基づく提案により、効率的かつ十分な職員配置ができている。
・更なる施設活性化に取り組む熱意も感じられ、地域との連携も十分に期待できる。

８　提案額

年度	総額		
		うち黒崎文化ホール	うち八幡西図書館
令和　９年度	２９４，１８５千円	１７１，３２１千円	１２２，８６４千円
令和１０年度	３９２，２４７千円	２２８，４２８千円	１６３，８１９千円
令和１１年度	３９２，２４７千円	２２８，４２８千円	１６３，８１９千円
令和１２年度	３９２，２４７千円	２２８，４２８千円	１６３，８１９千円
令和１３年度	３９２，２４７千円	２２８，４２８千円	１６３，８１９千円

※令和９年度は、令和９年７月１日から令和１０年３月３１日までの９か月間